

津幡町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を執行し、その結果を津幡町長に報告したところ、別紙のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和8年2月27日

津幡町代表監査委員 尾山 信行

津総発第908号
令和8年2月19日

津幡町監査委員
尾山 信行 様
多賀 吉一 様

津幡町長 矢田 富郎
(公印省略)

令和7年度 財政援助団体等監査の改善事項について (回答)

令和7年12月16日付け津監委発第47号で要求のあった標記の件について、改善措置内容をまとめ別紙のとおり回答します。

令和7年度 財政援助団体等監査における改善事項に対する回答

株式会社 エイム

(団体、所管部局に対するもの)

(1) 指定管理委託料について

指定管理委託料は年度契約により定めているが、諸事情により赤字が生じた場合の対応については、天災等に起因するものは津幡町が、これ以外の事由に起因するものは株式会社エイムが、それぞれ負担するものとなっている。また、設備の整備等は原則として剰余金で対応するが、当該剰余金の額を超える場合の取扱いや整備については、今後、所管課と協議し、整理することを検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【生涯教育課】

修繕が必要となった場合は、エイム側と修繕の規模や経費等を協議し、適切に修繕を行い利用者の満足度を高められるよう努めて参ります。なお、剰余金については、毎年度、清算するものとしており、「剰余金が総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、町に納付するものとする」と、「津幡町住吉公園屋内温水プールの管理運営に関する基本協定書」にて取り決めがなされており、基本協定書に基づき適切に剰余金の扱いを確認しております。

(改善事項に対する対応策)【エイム】

記載の通り、当該剰余金の額を超える場合の取扱いや整備については、協議によって進めてまいりたいと思います。また、当社としては、経年劣化での高額な機械設備入れ替え等は大規模修繕と認識しており、剰余金の補填がどの程度かは、協議してまいりたいと考えております。

(所管部局に対するもの)

(2) 事業報告について

運営事業の内容について、所管課へ四半期ごとに収支報告、利用人数、施設管理の状況及び修繕状況、事故等の報告書を提出しているが、所管課においては毎回これらを精査のうえ、指導・監督を行う体制を一層強化するとともに、相互の連絡体制を確立し、その実効性の向上に取り組まされたい。

(改善事項に対する対応策)【生涯教育課】

四半期ごとに事業報告を受けており、その場で不明な点については質問し、また、後日に改めて確認の連絡をするなどして報告の精度を高めております。今後もエイム側の考えや町側の意見を交換できる有意義な機会であることを念頭に、資料の精査をしっかりと行うよう努めて参ります。

社会福祉法人 津幡町社会福祉協議会

(団体に対するもの)

(1) 書面決議について

理事会及び評議員会等における補正予算案の書面決議に際しては、補正内容を詳細に記載した予算説明資料を必ず添付し、委員の意見を求めること。併せて、可能な限り書面による意見記載を得られるよう、運用の改善を検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【福祉課】

補正予算案の書面決議に際しては、補正内容を詳細に記載した予算説明資料を必ず添付しています。また、

委員の意見を求めることにつきましては、今後、書面に意見記載欄を設け、意見を記載していただくよう改善していきます。

(2) 現金・預金の取扱いについて

現金・預金の取扱いについては担当者への一任を避け、管理基準に基づき適切に処理されたい。

また、社会福祉協議会においては、募金及び寄付金を取り扱う性質上、より一層の注意を払うよう努められたい。

(改善事項に対する対応策)【福祉課】

現金・預金については、常時金庫に保管しており、鍵は局長が管理しています。現金を金庫から出すときは、複数人で金額のチェックをしています。また、預金通帳から入出金をするときは、必ず局長の決裁を受け、入出金票の届出印は局長が金額を確認し押印しています。募金及び寄付金等の取り扱いには、より一層の注意を払っていきます。

津幡町商工会

(団体に対するもの)

(1) 経営改善普及事業指導事業について

経営改善普及事業指導事業においては、対象事業所が100事業所である一方、指導員は2名にとどまり、確定申告等の繁忙期には業務負担が大きい。については、先進的IT利活用の一環として、領収書・請求書の仕分・判別が可能なスキャナーの導入を推奨する。中小企業庁の補助金を活用して導入できれば、業務の迅速化・効率化が期待され、併せて、当該機器の活用方法について事業所への指導を実施し得ることから、導入について検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【商工観光課】

当事業は対象事業所が約100事業所に及ぶ一方、指導員は2名体制であり、特に確定申告期等の繁忙期には業務負担が大きくなっている状況にあり、ご指摘のあった業務効率化の必要性については認識しております。一方で、当会においては県下統一の会計システムおよび料金体系が設定されていることから、現時点において当会独自での機器導入には一定の制約があり、直ちに導入することは困難な状況にあります。

しかしながら、先進的なIT利活用による業務効率化は、今後の時代に求められる重要な取組であると認識しており、中小企業庁の補助金活用の可能性や、県全体での対応も含め、導入の可否および運用方法について、上部団体である石川県商工会連合会へ要望してまいります。

(団体、所管部局に対するもの)

(2) 商店街賑わい事業について

中央公園において夏祭りを開催しているが、同時期に社会人相撲選手権大会も開催されている。両会場は一定の距離を有し、来場者が分散している状況が見受けられる。については、両イベントの連携・融合を図る方策について、所管である町商工観光課と協議の上、検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【商工観光課】

役場主催(所管:商工観光課)でつばたまつり、(公財)日本相撲連盟・津幡町・北國新聞社主催(所管:生涯教育課)で全国選抜社会人相撲選手権大会が例年開催されています。また、商工観光課より商店街賑わい事業補助金を活用し、商店街でどまんなかフェスタ(どまんなかDEハロウィン)を開催しています。

近年は国内においてもハロウィンが定着し、ハロウィン色を前面に出して開催しており、若年層にも大変

好評をいただいています。これらイベントを同時期に開催するとなると、開催地の規模や、使用資機材の調達など、解決すべき点が多々あります。

しかしながら、より一層多くの住民に楽しんでいただき、商店街のにぎわいに資するような方策を検討して参まいります。

一般社団法人 津幡町スポーツ協会

(団体に対するもの)

(1) 現金・預金の取扱いについて

現金・預金の取扱いについては担当者への一任を避け、管理基準に基づき適切に処理されたい。

(改善事項に対する対応策)【津幡町スポーツ協会】

(一社)津幡町スポーツ協会財務規程に基づき、経理責任者を事務局長とし、他に協会事務員を出納責任者に定め、適切に処理している。

(団体、所管部局に対するもの)

(2) AEDの設置について

令和6年度の行政監査において、AEDの設置状況等に関する検査を実施した。その結果、運動公園では事務所内に設置されているものの、各施設が屋外に分散しており、現場到達までに時間を要する状況が確認された。については、関係課と協議の上、必要に応じて増設を検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【生涯教育課】

令和8年度に増設を検討しており、増設されるまでの間は、大会等で必要な際には消防本部より借用して対応いたします。

(改善事項に対する対応策)【津幡町スポーツ協会】

役場の監督所管課である生涯教育課と協議し、年次計画をたてて園内各施設に増設を検討する。

当面の間の処置として、事務所内に園内に持ち出し可能なAEDの1台増設を検討する。増設されるまでの間は、必要に応じ町消防本部より借用して対応する。

(3) 部活動の地域移行について

中学校の部活動の地域移行については、令和13年度から実施することとなっている。指導者の希望者不足もあり、人材確保は困難を伴う事業である。

については、スポーツ協会を中心として、学校教育課及び生涯教育課が連携し、各競技団体に円滑な移行が図られるよう、必要な取組を進めるとともに、引き続き検討されたい。

(改善事項に対する対応策)【生涯教育課】

部活動地域展開等においては、各種競技団体との連携が欠かせず、競技団体との結びつきが強い津幡町スポーツ協会とも連携しながら、スムーズに地域展開が行えるように努めて参ります。

(改善事項に対する対応策)【津幡町スポーツ協会】

指導者の人材確保に向けて、(公財)石川県スポーツ協会から発出される指導者養成講習会など指導資格取得に関する情報を町協会加盟団体へ周知する。

部活動の活動場所の確保について、町内各体育施設において既に使用している団体との利用調整を行う。前述の他、部活動地域展開に必要な事柄に関して、実施主体である生涯教育課と協議連携を進める。